

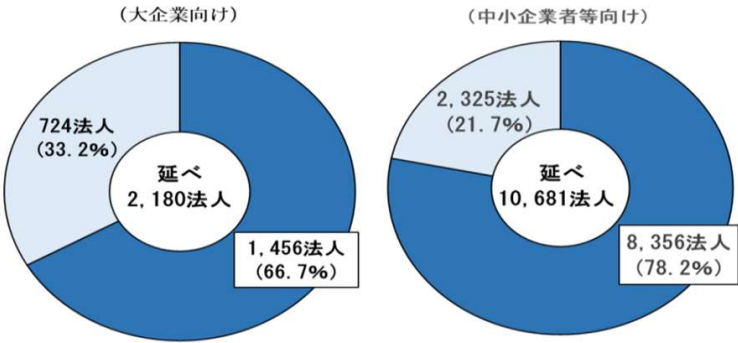
賃上げ促進税制の一部廃止① ～中小企業～

教育訓練費の増加額を上回る税負担の軽減を受けているという会計検査院の指摘を踏まえ、**教育訓練費の上乗せ措置が廃止**(令和8年3月31日以前に開始する事業年度までで終了)される。 ※次ページの「中堅企業」も同様

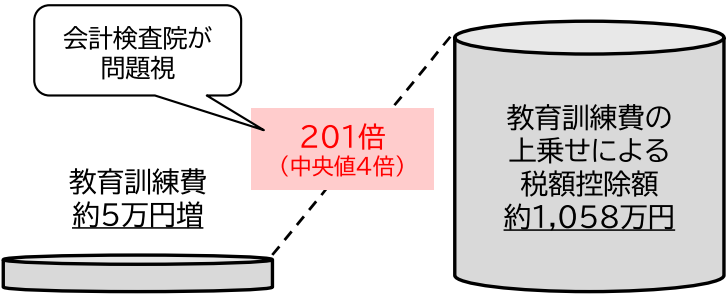
<中小企業> 【税額控除額】全雇用者の給与総額の増加額×控除率。控除上限:法人税額×20%(5年間の繰越税額控除あり)

控除率			令和6・7年度(最大45%)	令和8年度(最大35%)	令和9年度
基 本	雇用者全体の給与総額(前期比)	1.5%以上増	15%		期限到来時に 適用状況を 踏まえ、必要な 見直しを検討
		2.5%以上増	+15%		
上乗せ	女性活躍・子育て支援		+5%【維持】		
	教育訓練費の増加		+10%	廃 止	

【会計検査院の指摘】
分析対象のうち、教育訓練費増加額を **上回る税額控除** を受けていた法人が **全体の3/4**



【中小企業の事例】
わずかな教育訓練費の増加でも多額の税額控除が可能な状況



【出典】会計検査院「会計検査院法第30条の2に基づく国会及び内閣への随時報告(令和7年1月15日)」をもとに作成

賃上げ促進税制の一部廃止② ～大・中堅企業～

安定財源確保

- ① 大企業：適用期限(令和9年3月31日)を待たずに**1年前倒して廃止**(令和8年3月31日以前に開始する事業年度までで終了)
- ② 中堅企業:令和8年度は**より高い賃上げ**を促す方向で要件を強化しつつ継続し、**適用期限到来時に廃止**(令和9年3月31日以前に開始する事業年度までで終了)

【背景】

- 大企業・中堅企業の賃上げが進み、要件となる水準を大きく上回る状況にある点や、中小企業の人手不足感が強い状況等
- ガソリン暫定税率の廃止や教育無償化に伴う安定財源の確保のため、法人税の租税特別措置を見直し

<大企業> 【税額控除額】全雇用者の給与総額の増加額×控除率。控除上限:法人税額×20%

控除率		令和6・7年度(最大35%)	
基本	継続雇用者全体の給与総額(前期比)	3%以上増	10%
		4～7%以上増	+5%～+15%
上乗せ	女性活躍・子育て支援	+5%	
	教育訓練費の増加	+5%	

(令和8年度
廃止)

<中堅企業> 【税額控除額】全雇用者の給与総額の増加額×控除率。控除上限:法人税額×20%

控除率		令和6・7年度(最大35%)		令和8年度(最大30%)	
基本	継続雇用者全体の給与総額(前期比)	3%以上増	10%	4%以上増	10%
		—	—	5%以上増	+5%
上乗せ	4%以上増	+15%		6%以上増	+15%
	女性活躍・子育て支援	+5%【維持】			
	教育訓練費の増加	+5%		廃止	

(令和9年度
廃止)